

いじめ重大事態に関する調査報告書

いじめ重大事態調査委員会

令和6年8月

はじめに

本報告書は、令和4年度（2022年）に発生した県立高校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書である。部活動でのいじめによって長期間の不登校に陥り、心身に重大な被害が生じた事案である。令和4年度から生じていたいじめを学校は1年後の令和5年4月1日に認知し、対応にあたったが被害生徒の苦痛を軽減させるには至らなかった。その結果、令和6年3月に被害生徒と保護者は、宮崎県教育委員会に対して、いじめ重大事態としての調査を依頼した。これを受け、宮崎県教育委員会は、令和6年4月24日にいじめ重大事態の調査委員会（以下、調査委員会）を設置した。

調査委員会は、当該、被害生徒・保護者、加害生徒・保護者、学校関係者（部活顧問、学級担任、管理職）を対象に調査を行った。本調査報告書は、聞き取り調査によって、いじめ事実の確認、学校の対応、学校・教育委員会への提言と再発防止策をまとめた。調査結果から、いじめの対応は早期から危機感を持ち、組織的かつ迅速に当たらなければ、重大事態に発展してしまうリスクをいつでも孕んでいることが示唆された。学校生活は、多様な考えと価値観の人たちが集い、貴重な時間を過ごし成長する場であり、それは社会の縮図といえる。自分とは異なる考えや価値観の人を排除し、傷つけるのではなく、認め合うこと、助け合うこと、協調することを学ぶのが学校教育の根幹である。「いじめられる方にも問題はある」といった誤った認識に断固立ち向かい、さまざま考えを持つ人が協調し、共生できる考えと行動を育成する姿勢こそ現代の教育に求められている。それを支える学校・教職員、保護者、地域社会であることを切に願う。

令和6年8月

いじめ重大事態調査委員会

委員長 高橋高人

目次

1 部 いじめ重大事態の調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 いじめ重大事態の概要と調査委員会設置の経緯	
2 いじめ重大事態の調査委員会の構成	
3 調査の経緯と対象	
4 調査の方法	
2 部 いじめ重大事態の聞き取り調査および事実確認・・・・・・・・	5
1 被害生徒（Aさん）の登校、欠席の状況	
2 被害生徒（Aさん）からのいじめ被害：聞き取り	
3 いじめの事実確認	
4 学校側の対応	
5 いじめの背景と分析	
3 部 学校と教育委員会への提言・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 今後の被害生徒への支援	
2 被害生徒、保護者と弁護士からのお願い	
3 再発防止に向けた学校全体の取り組み	
4 加害生徒への対応として	
5 県教育委員会への提言	

Ⅰ部 いじめ重大事態の調査概要

Ⅰ いじめ重大事態の概要と調査委員会設置の経緯

いじめ被害生徒：Aさん（1年，当時）

いじめ加害生徒：Bさん（1年，当時），Cさん（1年，当時），Dさん（1年，当時）

令和4年度：1学年，いじめ重大事態の発生

本件は，宮崎県の県立高等学校において令和4年度（2022）4月から発生したいじめ重大事態に関する報告書である。いじめ被害生徒はAさん高校1年生（令和4年当時），入学後部活動に入部し活動始める。入学後ほどなくいじめ行為が始まっている。いじめ加害行為は，部活動における大会宿泊中に「風呂に入れ，洗濯をしろ（被害生徒自身の衣服を），汚い」などの言葉を浴びせられる，寝ているところを足で蹴られ（揺すられ）起こされる，などである（詳細は2部「事実確認」に記載）。また，宿泊時にBさん，Cさん，Dさん，そしてEさんがお湯の掛け合いをしていたことをAさん（被害生徒）は顧問の先生に報告した。Bさん，Cさん，Dさんは顧問の先生に対して「水の掛け合い」と答えたが，その後の再度の聞き取りによって「お湯の掛け合い」だったことを認めている。この出来事からAさん（被害生徒）が「チクリマン」と言われるいじめ行為（『2部 2 いじめ被害』に記載）につながった。

同年8月26日の2学期始業式を欠席し，9月から不登校状態となる（登校状況の詳細について，下記「登校，欠席の状況」に記載）。この間，被害生徒は，令和4年10月29日に医療機関（心療内科）を受診し，医師から「適応障害」の診断を受けている。

令和5年度：2学年

令和5年4月1日，いじめ・不登校等委員会でいじめ事案として認知されている。同年4月6日，学校は前年度の欠席をいじめによる特殊事案として2年生への進級を認めた。同年4月，部活動顧問が被害生徒の自宅を訪問し，謝罪した。また，8月には加害生徒と教員が自宅を訪問し，謝罪した。しかし，いずれの謝罪も被害生徒と保護者は，「内容がずれていて誠意を感じない」と振り返っている。

令和6年度：1学年（再度），調査委員会の設置

令和6年1月26日，被害生徒と保護者は，弁護士を介して要望書を提出している。その内容は「いじめの事実を認め謝罪してほしい」「いじめが原因で精神的な疾患（適応障害）になったことについて認め謝罪してほしい」というものであった。これに対し

て高校からの回答書は「『風呂に入れ、洗濯をしろ（被害生徒自身の衣服を）、汚い』との発言はいじめの加害行為と認めるが、それ以外のいじめの事実は確認できなかった」、「いじめと精神的な病気の因果関係は認められない」、「8月に既に謝罪は済んでいるのでこれ以上の謝罪はない」とのものであった。

令和6年3月、被害生徒の保護者が、宮崎県教育委員会人権同和教育課を訪問し、いじめ重大事態として調査を依頼する。結果、本件はいじめ防止対策推進法第28条1項および2項に該当すると判断し、いじめ重大事態と認定された。同年令和6年4月24日に第1回目のいじめ重大事態に対する委員会が開催され、調査が開始された。

2 いじめ重大事態の調査委員会の構成

委員長：高橋高人（宮崎大学）、副委員長：坂本奈美（元学校教員）、田中陽子委員（臨床心理士、公認心理師）、[REDACTED]委員（弁護士）、黒木守委員（元警察官）

3 調査の経緯と対象

第1回：令和6年4月24日（水）、いじめ問題対策委員会、およびいじめ重大事態に関する調査の方針等の検討

第2回：令和6年5月17日（金）、聞き取り調査：被害生徒の保護者（父親）、弁護士同席、今後の調査方針の説明と意向確認

第3回：令和6年5月31日（金）聞き取り調査：部活動顧問；F先生、部活動副顧問；G先生（令和4－5年度当時）、管理職；前教頭、現副校長、現教頭、これまでの学校の対応について

第4回：令和6年6月5日（水）、聞き取り調査：加害生徒（Bさん、Cさん、Dさん）、それぞれの保護者、いじめ加害行為の事実について

第5回：令和6年6月7日（金）、聞き取り調査：被害生徒、保護者（母親）、調査の説明といじめ被害の事実確認

第6回：令和6年6月18日（火）、オンライン（Zoom）による現状把握と今後の方針等の検討

第7回：令和6年7月11日（木）、聞き取り調査：学級担任（令和4－5年度当時）、現校長に令和5年からの経緯について

第8回：令和6年7月12日（金）、被害生徒と保護者（母親）への調査の経過報告

第9回：令和6年7月25日（木）、報告書について内容の確認

4 調査の方法

聞き取り調査はすべて対面形式で行われた。第6回の委員の情報共有の回のみオンライン会議（Zoom）で行われた。

2 部 いじめ重大事態の聞き取り調査および事実確認

1 被害生徒（Aさん）の登校、欠席の状況

いじめ重大事態の不登校状態（法28条1項2号）については、登校、欠席の状況に関する報告が必要とされる。以下の被害生徒Aさんの登校、欠席の状況を示す。

令和4年：1学年 登校107日、欠席84日

令和5年：2学年 登校14日、欠席180

令和6年：1学年（再度） 登校20日、欠席54日（令和6年7月現在）

2 被害生徒（Aさん）からのいじめ被害：聞き取り

- イ）令和4年度の入学後、部活動においてBさんから「デブ、こっち見るな、離れろ」と言われる。
- ロ）同時期、部活動において飲料水を汲もうと並んでいたところ、Bさんから「後ろの先輩に譲れよ」と言われ、どんどん後ろに回される。
- ハ）顧問の見ていないとき、Bさんは掃除せず、被害生徒とEさんだけにやらせた。
- ニ）部活動大会から帰りの[]において、Dさんが「チクリマン」と話している声が聞こえてきた。Bさん、Cさんは近くで笑っていた。
- ホ）部活動大会後の高校の部室でも「チクリマン」と言われた。
- ヘ）宿泊中に寝ているところを足で（蹴られ、ゆすられ）起こされ「風呂に入れ、洗濯しろ」などと言われる。

被害生徒（Aさん）は調査委員会の聞き取りに対して、以下のように現在の心情を話した。お湯の掛け合い（『1部 1 いじめの概要と経緯』に詳細を記載）を報告した際、加害生徒らが嘘をつき、部顧問が自分を信じてくれなかったことに深く傷ついた。へ）については既に謝罪を受けているので、これだけを取り上げて再度謝罪されるのは心外である。さらに、今年度（令和6年度）の4月に校長、副校長から「謝罪すれば登校できるのか」などの発言、部顧問が同じ学年（1学年）の担当をしており、頻繁に顔を合わせることをふまえて学校側の配慮のなさを感じる。

3 いじめの事実確認

上記のいじめ加害行為イ)～へ)の中で、学校が事実確認し、かつ加害生徒が認めた行為は、へ)である。その他、被害生徒と保護者からの要望書に対する学校からの回答書によると、加害生徒への再調査の結果、学校はへ)以外のいじめ事実があったかどうかは確認できなかったとしている。しかしながら、同じ部活の生徒(Eさん)からの証言「加害生徒(DさんがBさんに)が『チクリマン』と話しているのを聞いたことがあるが、それが被害生徒のことを指しているかはわからない」が得られている。したがって、調査委員会は、ホ)へ)に関して事実の可能性が高いと判断した。加えて被害生徒の訴えイ)ロ)ハ)ニ)のいじめ加害行為が一切ないにも関わらず、不登校状態、そして適応障害になるとは考えにくい。適応障害とは、「はっきりと確認できるストレスによって気分の落ち込み、意欲低下、不眠や身体症状が出現している状態」である。これらを考え合わせると、ホ)へ)以外にも何らかの嫌味、いやがらせがあったと考えるのが妥当と判断した。また、いじめ加害行為を1つのきっかけとして、その後の学校の対応など、さまざまな要因が複合的に影響し、結果として適応障害を発症したと考えられる。

4 学校側の対応

令和4年4月から始まっているいじめを学校のいじめ・不登校等対策委員会が認知したのは令和5年4月1日であり、およそ1年が経過している。この間、顧問、学級担任、管理職等、個別の対応が行われているものの、いじめの認知に基づく早期発見・対応、および学校全体としての組織的対応がなされているとはいえない。たとえば、部活動の顧問は、被害生徒と加害生徒の双方に詳細な聞き取りを行っており、令和4・5年度の学級担任は家庭訪問を行い、被害生徒の気持ちに耳を傾けている。令和5年度の教頭は、被害生徒と保護者への連絡や細やかな対応を行なっていることがさまざまな資料から確認できた。しかしながら、学校全体として「早期に(つまり令和4年のはじめの段階)組織的(部活動、学級・学年、生徒指導、教育相談、管理職)な対応」は不十分であった。結果として、学校側の対応は、被害生徒・保護者の気持ちを尊重した対応には至らず、被害生徒と保護者の苦痛を和らげることはつながらなかった。顧問と副顧問への聞き取りからは、部活動における被害生徒と加害生徒との関係は「いたって普通、時には仲良さそうにも見える」と被害生徒の訴えとは大きく異なる。

5 いじめの背景と分析

重大事態の調査ガイドライン（文部科学省，2017）に基づいて，調査委員会は以下の分析を行った。

- ・法第 13 条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか
- ・学校いじめ対策組織の役割は果たされてきたか
- ・学校いじめ未然防止プログラムや早期発見・対処のマニュアルはどのような内容で適切に運用され機能していたか

まず，1 つ目に当該の県立高校の学校いじめ防止基本方針（XXXXXXXXXX改訂）には，生徒への支援として「いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという『いじめられた生徒の立場』で，継続的に支援していきます」とある。また，保護者への支援として「いじめが発生したら，複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え，心配や不安を取り除き安心してもらえるようにします」とある。しかし結果として，学校の対応は，加害生徒と被害生徒の双方の立場から公平な調査が行われた一方で，「いじめられた生徒の立場」での支援は不十分なものになってしまった。

2 つ目に，学校いじめ対策組織の役割は果たされてきたか。同県立高校の学校いじめ防止基本方針には「事実関係が把握された時点で，いじめ・不登校等対策委員会において，指導及び支援の方針を決定します。」とある。令和 4 年度の 4 ～ 8 月には部活動中の人間関係トラブルは発生しており，教員も対応にあたっていた。しかしながら，いじめ・不登校等対策委員会においていじめとして認知されたのは令和 5 年 4 月 1 日となっている。

3 つ目に，いじめ未然防止プログラムは部活動におけるいじめを防ぐことはできず，対応マニュアルは被害生徒の苦痛を和らげることはできなかった。

以上のことから，調査委員会は，本いじめ重大事態に陥った要因として，学校の「いじめられた生徒の立場」で支援すること，いじめ防止基本方針に基づく対応，いじめ未然防止プログラムおよび対応マニュアルの 3 つの観点からは機能していなかったと分析せざるをえない。ここには，学校のいじめ問題に対する危機意識の欠如（とくに令和 4 年の本事案発生早期）を指摘する。個別の教員による対応はなされていたものの，いじめ問題を早期発見・認知し，解消につなげる学校全体としての組織的対応は不十分であった。結果として被害生徒と保護者の苦痛が軽減するには至っていない。

また，学校の特徴と部活動の体質として，部活動が活発に行われているからこそ，部

活と学級，生徒指導，教育相談などが切り離され，組織的対応につながりにくい状況にあったと分析した。

3 部 学校と教育委員会への提言

1 今後の被害生徒への支援

令和6年7月現在，被害生徒は欠席が続いている。そのため，学校は被害生徒への登校支援および教育機会の確保に力を注ぐべきである。具体的には，別室登校，学校内外の専門家（例えば，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなど）による支援も必ず被害生徒本人と保護者に都度，利用希望の意思を確認すること。また，文部科学省のいじめ解消の定義を詳細に確認し，その定義を満たす方策をとること。

2 被害生徒，保護者と弁護士からのお願い

調査委員会からの報告（調査終了），および謝罪などによって，本事案が「終わったもの」と見なされ，「謝ったのだから登校できるように頑張れ」という態度で接されることを心配している。学校は，この点に十分配慮した言動をお願いしたい。また，被害生徒の保護者は，加害生徒への指導はもちろんだが，学校側の不適切な対応も省みてほしいと考えている。具体的には，部顧問は母親との話し合いの中で「加害生徒たちのことを信じている」と発言し，被害生徒の立場になってくれなかったことなどである。

3 再発防止に向けた学校全体の取り組み

いじめ未然防止プログラムに取り組み，その活動状況と成果を教育委員会に報告すること。いじめ未然防止プログラムは，年間計画に組み入れ，さまざまな学校行事にいじめの防止の取り組みを盛り込むこと。

4 加害生徒への対応として

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省，2017）には「調査結果において，いじめが認定されている場合，加害者に対して，個別に指導を行い，いじめの非に気付かせ，被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は，その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また，いじめの行為について，加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。」とある。本件の場合，発生

から2年が経過しているが、学校は再度、加害生徒が被害生徒の心情を考えさせる機会を設けてほしい。

5 県教育委員会への提言

当該事案は、部活動を活発に行う学校の特徴が影響していると分析した。つまり、部活動でのいじめ事案（疑いも含め）について、早期発見・認知から学校全体としての組織的対応につなげることの重要性が示唆された。本県では平成27年にもいじめの重大事態が発生し、このときは海洋実習という特殊な状況でのいじめ加害行為が発生し、その後、実習そのものの実施方法に再発防止の取り組みがなされた。今回の重大事態から私たちが教訓とすべきは、部活動におけるいじめ加害行為に対する学校の組織的対応であるといえる。これに関して、教育委員会のリーダシップで部活動における対人トラブルを重大ないじめ事態に発展させない学校全体の組織的対応、いじめ未然防止プログラムを推進すべきである。